

① よく聞かれる質問で確認しよう

農家の経営・税金相談Q & A



農業経営には、基礎的な税金のほか、様々な税制支援の知識が欠かせない。本稿では、組合員から寄せられる農業経営と税金にまつわる質問を基に、知っておきたい知識と答え方を解説する。

Q1

米価高騰の影響で、開業後初めて販売高が一〇〇〇万円を超えました。注意点はありますか？



A1

販売高など消費税の課税売上高が一〇〇〇万円を超えた場合、その二年後は消費税の課税事業者として、消費税の申告や納税が必要になります。課税売上に係る消費税額が、課税仕入に係る消費税額を下回った場合、消

費税の還付を受けることができます。

— 解説 —

消費税の申告は、基準期間（原則二年前）における課税売上高が一〇〇〇万円を超える課税事業者が行うものであり、基準期間における課税売

上高が一〇〇〇万円以下の免税事業者は、消費税の申告を行いません。課税売上高とは、農業であれば主に農畜産物の販売高および作業受託料、ならびに農機等の下取り代金が該当します。補助金や助成金、交付金は、課税売上高に該当しません。

例えば、二〇二四年の課税売上高が一〇〇〇万円を超えた場合、二年後の二〇二六年は課税事業者となります。仮に二〇二五年の課税売上高が

一〇〇〇万円以下となった場合、二〇二七年は免税事業者に戻ります。

課税売上に係る消費税額が課税仕入に係る消費税額を上回れば納税となり、逆に課税売上に係る消費税額が課税仕入に係る消費税額を下回れば還付になります。課税仕入とは、農業であれば、苗、種子、肥料農薬など農業用資材の購入代金や光熱費、委託販売手数料、機械の購入代金などが該当し、減価償却費や給

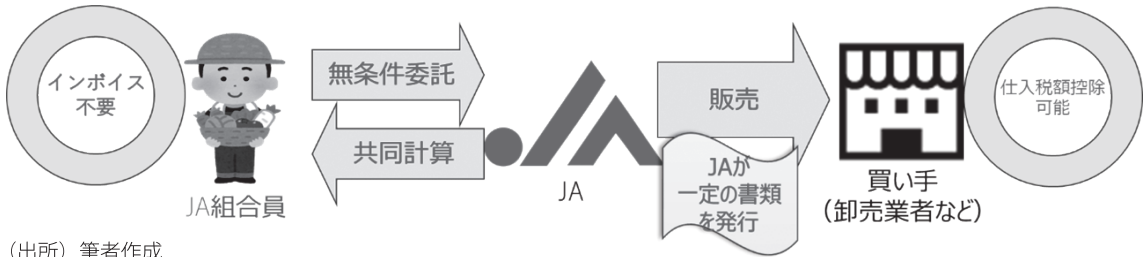
一般社団法人全国農業協同組合中央会
営農・担い手支援部
税理士

栗山 賢陽



千葉県市川市出身。会計系資格の専門学校講師から会計事務所勤務を経て、平成25年に栗山賢陽税理士事務所を開設。平成26年度よりJA全中と契約。全国から寄せられる税務に関する相談や研修会に対応。全国農業経営コンサルタント協会の一員として集落営農組織の法人化支援等にも携わる。

【図表1】農協特例



(出所) 筆者作成

与、地代などは課税仕入になりません。

なお、課税事業者になったからといって、必ずしもインボイスの登録をする必要はありません。農畜産物の販売がJAの委託販売を利用している場合、農協特例が適用されるからです。

農協特例とは、組合員が無条件委託契約によりJAに出荷し、その販売代金を共同計算で精算される場合に認められる特例制度です(図表1)。農協特例では、販売者である組合員のインボイスの発行が免除されるため、JAの販売事業を利用している場合は、インボイスが不要になります。インボイス登録をすると二年間は取消しできないので、二〇二六年にインボイス登録をした場合、最低でも二〇二六年および二〇二七年は消費税の申告が必要になります。インボイス登録をするかどうか

は、販売先からインボイスを求められるか(JA以外に出

荷をしているか) によるので、慎重な判断が必要です。

Q2

農機の更新を検討していますが、税制上の優遇措置や注意点はありますか？



A2

青色申告者が一定規模以上の農業用機械を新品で取得する場合、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除(以下、「中小企業投資促進税制」という)の適用を受けることができます。なお、更新にあたり、下取りに出す農機の保有期間が五年を超えるか否かで、売却に係る所得税の負担が変わる可能性があります。

解説1

(1) 中小企業投資促進税制の要件

中小企業投資促進税制は、

青色申告をする中小企業者が、二〇二七年三月三十一日までに一定要件を満たす設備投資をした場合に、適用を受けることができる税制優遇措置です。

中小企業者とは、個人事業者の場合、常時使用する従業員の数が一〇〇人以下とされているので、個人農家であれば、青色申告をしていれば適用を受けられると考えて差し支えないでしょう。

適用を受けることができる設備投資とは、機械であれば新品かつ一台または一基当たりの取得価額が、一六〇万円以上のものです。機械の種類は問いません。

② 農業承継に役立つ

税制優遇制度の知識

後継者不足が深刻化しているところ、地域農業の持続のためには、負担を抑えた円滑な事業承継が欠かせない。本稿では、農業承継に有効な税制優遇措置を紹介する。



1

相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、贈与税の制度の一つです。贈与税は、生前に個人が別の個人から財産をもらったときにかかる税金で、課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」の二つがあります。相続時精算課税は、一定の要件に該当する場合に選択することができま

す。この相続時精算課税制度も一種の特例ですが、贈与には

1 暦年課税とは

それ以外の特例も存在します。簡単に一覧で示すと、**図表1**のとおりです。

暦年課税による贈与税は、一月一日から十二月三十一日までの一年間に、一人の人ももらった財産の合計額から、基礎控除額の一一〇万円を差し引いた残額に対して課税され

ます。したがって、一年間に

もらった財産の合計額が一〇万円以下なら、贈与税はかかりません。この場合、贈与税の申告も不要です。

贈与税がかかる場合、および相続時精算課税を適用する場合には、財産をもらった人が申告と納税をする必要があります。申告と納税は、財産をもらった年の翌年二月一日から三月一五日の間に行わなければなりません。

2

相続時精算課税制度とは

相続時精算課税制度は、贈与を無税もしくは軽い負担で行うことができ、支払った贈与税額は、相続発生時に精算される仕組みになっています。

(1) 適用対象

贈与者（財産を渡す人）は、その年の一月一日時点で満六〇歳以上の父母または祖父母である必要があります。一方、

株式会社ライフプランニングコンサルタンツ 代表取締役
税理士法人杉井総合会計 代表社員
スギイ保険労務総合サービス 所長
杉井克彦行政書士事務所 所長

杉井 克彦



税理士・社労士・行政書士・CFP®として、各分野に精通。1987年杉井会計事務所に入所、1990年社労士、1991年税理士、1995年CFP®、2025年行政書士として登録。主な著書に「トップ会計士13のコンサルティング」（清文社・共著）。講演・相談会を多数開催し、「眠らせない講義」をモットーに、実務に即したわかりやすい解説が好評。農林中金アカデミー研修講師。

【図表 1】贈与に関する特例

特例	制度内容	主な条件
配偶者への居住用財産の贈与の特例	基礎控除のほかに贈与税の課税価格から最高 2,000 万円までの金額を控除することができる。	・贈与のあった日において、その配偶者との婚姻期間が 20 年以上であること。 ・居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭を贈与により取得したこと。
住宅取得等資金の贈与の特例	住宅取得等資金の贈与を受けて、自宅を取得（新築）または増改築した場合に、最高 1,000 万円まで贈与税が非課税となる。	・贈与を受ける日の属する年の 1 月 1 日時点において年齢 18 歳以上であり、かつ、その贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下（新築等をする住宅用の家屋の床面積が 40㎡ 以上 50㎡ 未満の場合は、1,000 万円以下）であること。
教育資金の一括贈与の特例	1 人につき 1,500 万円（学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円）までの金額は、贈与税が非課税になる。	・30 歳未満の直系の子や孫に教育資金として、金銭の贈与をすること。 ・その金銭は金融機関（信託会社や信託銀行を含む）、銀行および証券会社等に信託されること。
結婚資金・子育て資金の一括贈与の特例	1 人につき 1,000 万円（結婚に際して支払う金銭については、300 万円）までの金額は、贈与税が非課税になる。	・18 歳以上 50 歳未満の直系の子や孫に結婚資金・子育ての資金として、金銭の贈与をすること。 ・その金銭は金融機関（信託会社や信託銀行を含む）、銀行および証券会社等に信託されること。 ・贈与した年の前年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超えていないこと。

受贈者（財産をもらう人）は、その年の一月一日時点で満一八歳以上の子または孫で

ある必要があります。なお、これらの対象者について、祖父・祖母・親・子

はすべて直系であることも大事な点です。

(2) 適用手続

相続時精算課税制度の適用を受けるには、贈与を受けた年の翌年二月一日から三月一日までに、本制度を選択する旨の届出書を贈与税の申告書を添付し、所轄税務署に提出しなければなりません。この届出を最初の贈与の際に行えば、その後は相続が発生するまで制度の適用が継続されます。

（二度選択すると、変更は不可）。

本制度は、受贈者ごとに個別に選択できるため、兄弟姉妹それぞれが制度を利用することができ、また、贈与者ごとにも選択できるため、父母それぞれからの贈与について、別々に制度を利用できます。つまり、祖父・祖母・長男の五大家族の場合、長男は祖父・祖母・父・母の四人それぞれからの贈与について、相続時精算課税制度を利用することができます。

(3) 適用対象となる贈与財産等

贈与財産の種類、贈与期間に制限はありません。また、一回の贈与金額、贈与回数にも制限はありません。

(4) 税額の計算等

① 贈与時

贈与財産の価額の合計額が二五〇〇万円の非課税枠を超える部分については、贈与時

に一律二〇%の税率で贈与税を算出します。

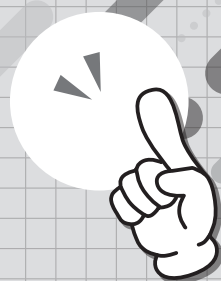
つまり、相続時精算課税制度を選択することで、二五〇〇万円という大きなバケツを手に入れるようなものです。このバケツがいっぱいになるような贈与を受けてしまうと（回数関係なし）、次に一〇万円でも贈与を受けると、二万円（一〇万円×二〇%）の贈与税を支払わなければならないになります。

② 相続時

相続時精算課税を選択した子や孫は、相続発生時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して相続税を計算します。その際、すでに支払った贈与税相当額は、相続税額から控除されます。相続税額から控除しきれない贈与税相当額は、還付を受けることができます。そのため、相続税の申告をすることによって、税務署から税金が戻ってくる

解説

2025 事務年度 金融行政方針の概要とポイント



今年も金融庁から金融行政方針が公表された。顧客の最善利益義務の遂行、事業性融資、さらなるマネロン対策、金融犯罪対策など、信用事業に携わるJA職員が押さえておくべきポイントを紹介する。



ひふみ総合法律事務所 弁護士
番匠 史人

2003年慶應義塾大学法学部卒業。05年司法試験合格。09年～11年金融庁（検査局）出向。金融証券検査官として、保険会社、銀行、信託銀行の検査実務等に従事。主要取扱業務は、金融レギュレーション、IT・知財戦略法務、不正調査、危機管理・反社会的勢力対応等。JAほか金融機関での研修多数。

1 行政方針の構成と ねらい

金融庁は、二〇二五年八月二十九日に、二〇二五事務年度金融行政方針（二〇二五事務年度の金融行政における重点課題および金融行政に取り組むうえでの方針。以下、「本方針」という）を公表しました（図表）。

本方針の冒頭では、金融の流れのさらなる促進により、わが国の経済や雇用が下支えされとともに、企業・経済の成長の果実が家計に還元されることが重要であり、金融機関による革新的な技術の活用へのチャレンジを促し、利用者が便利で質の高い金融サービスに安心してアクセスし続けられる環境を整備していく必要があると述べています。

一方で、わが国は人口減少・少子高齢化といった構造的課題に直面し、地域の事業

者では人手・後継者不足やコスト上昇が深刻です。そのため、金融機関がデジタル化や設備更新を支援し、生産性向上や事業承継を促すことが求められており、これらの取組みを行うことで、地域経済の維持に加え、金融機関自身の持続的な収益基盤の確立にも資するとしています。

金融の機能を発揮するためには、金融システムの安定性と公正性への信頼確保が不可欠ですが、国内外の金融・経済環境は依然として不確実で、金利や為替、通商政策の変動、デジタル化の進展、サイバー攻撃やマネー・ローンダリング（以下、「マネロン」という）など新たなリスクが経営判断を複雑化させています。

こうしたなか、金融機関はリスクを的確に把握し、健全な経営を行うことが求められています。しかし、金融市場や金融機関の公正性を損なう

【図表】2025 事務年度金融行政方針の構成

1. 金融機能の更なる発展を促し、持続的な成長に貢献する 金融機能の向上を促す施策を通じて、企業・経済の持続的な成長と国民の安定的な資産形成に貢献する。ブロックチェーンやAI等のデジタル技術については、利用者保護等を図りつつ、これらを用いた金融サービスの変革を促す。 ● 地域の持続的な発展を実現するため、地域経済に貢献する力（＝地域金融力）を発揮するための取組等を検討・実施するとともに、その主たる担い手である地域金融機関が適切な経営管理・業務運営を確保しつつ、その役割を十分に発揮できるための環境整備も併せて検討し、関連施策をパッケージ化した「地域金融力強化プラン」を年内に策定する。 ● 資産運用立国の推進と企業価値の向上のため、以下の取組等を進める。 ・ コーポレートガバナンス改革の推進、企業と投資家との間の緊張感ある信頼関係に基づく対話の促進 ・ 市場を通じた企業への成長資金・リスクマネー供給の強化 ・ 持続可能な経済社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの推進 ・ NISAの一層の充実・金融経済教育の普及といった、家計の安定的な資産形成の支援の更なる推進 ・ 顧客本位の業務運営の確保に向けた取組の推進 ・ 資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上 ・ 「Japan Weeks」の開催を含めた国内外への積極的な情報発信 ● デジタル技術を用いた金融サービスの変革へ対応するため、暗号資産に関する制度整備や、円建てステーブルコインの活用を含めた決済の高度化・効率化に向けた取組や健全かつ効果的なAIの活用の後押しを行う。	2. 金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保する 金融機関における財務の健全性や不正の防止を含めた適切な業務運営及びそれを支えるリスク管理態勢を確保するため、実効性ある監督・検査を実施し、金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保する。 ● 各金融機関の財務の健全性や業務の適切性、これらを確保するための経営管理態勢について、データ分析やヒアリング等の手法を通じて確認し、必要な対応を促す。 ● 従来の監督各課と横断モニタリング部局を、より一体的・効果的に運用するため構築した新たな体制のもと、対応すべき課題に優先順位を付け、計画的な監督・検査を実施する。 ● フネロソフ・サイバー等、幅広いリスクや課題に対応するための施策を、関係省庁・業界団体と連携して実施する。 ● 大手金融グループや、通信・流通等を母体とするグループに対し、グループ全体を俯瞰した監督・検査を実施する。 ● 協同組織金融機関の経営管理と業務運営の適切性について、早期に課題を発見し、的確な対応を行う。 ● 金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼を確保するための以下の取組等を行う。 ・ 特殊詐欺・証券口座への不正アクセス等、金融犯罪の被害防止に向けた官民一体・省庁横断での取組の推進 ・ 証券規制違反事案への抑止力を高めるための規制強化 ・ 保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた制度整備・監督体制強化
3. 国民への貢献のために常に進化し続ける組織をつくる 質の高い金融行政サービスを提供し続けていくために、金融庁のバージョンアップを図っていく。 ● 上記1. 2.の施策を推進していくために、監督局を2局体制とし、「資産運用・保険監督局」及び「銀行・証券監督局」を設置することを目指す。 ● 金融庁の組織及び職員の政策立案・実行能力を継続的に向上させていく。そのために、金融行政の目標について、職員が業務との結びつき等の共通理解を深め、身近に感じるための取組を進めるとともに、職員のキャリア形成の組織としての後押しし、生成AIの活用やマネジメント力の向上といった職場環境の整備を強力に推進する。	

（出所）金融庁「2025 事務年度 金融行政方針（概要）」